

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	我が国における少年司法制度の現状と少年法適用年齢の引下げに関する課題
他言語論題 Title in other language	Current Situation of Juvenile Justice System in Japan and Issues on Reducing the Applicable Age of Juvenile Act
著者 / 所属 Author(s)	大寄 康弘 (Osaki, Yasuhiro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	801
刊行日 Issue Date	2017-10-20
ページ Pages	1-28
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	我が国の少年法の特徴を概観し、その基本的な理念を明らかにするとともに、少年年齢の引下げをめぐる議論等を紹介し、少年年齢引下げの検討に当たっての課題を提示する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

我が国における少年司法制度の現状と 少年法適用年齢の引下げに関する課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 行政法務調査室主任 大寄 康弘

目 次

はじめに

I 少年法の概要

- 1 少年法制定の経緯
- 2 これまでの少年法改正の経緯
- 3 少年法の特徴

II 我が国における少年非行の現状と特徴

- 1 検挙人員等の動向
- 2 検察庁の事件受理の状況
- 3 家庭裁判所の事件受理及び終局処理の状況

III 諸外国における少年司法制度の概要

- 1 アメリカ
- 2 ドイツ
- 3 韓国
- 4 イギリス

IV 少年年齢の引下げをめぐる議論

- 1 少年年齢の18歳未満への引下げに関する考え方
- 2 非行少年を含む犯罪者処遇を充実させるための刑事政策的措置

おわりに

要 旨

- ① 少年法は、その適用対象となる「少年」を「20歳に満たない者」と定義しているが、同法の少年年齢に関しては、憲法改正国民投票権年齢や選挙権年齢を18歳以上とする立法措置が講じられたこと、これらの立法措置において民法の成年年齢に関する検討状況等を踏まえた少年年齢の検討が求められていること等を受け、現在、法制審議会において議論が行われている。
- ② 少年法は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的としている。このような少年に対する特別な取扱いは、少年は未成熟で可塑性に富むという少年観が前提となっていると考えられる。
- ③ 少年による刑法犯の検挙人員は、年長少年をはじめ各年齢層において、平成16年以降減少を続けている。罪名別では、窃盗及び遺失物横領が全体の約7割を占め、殺人等の凶悪なものは少ない。また、一般保護事件の家庭裁判所新規処理人員も同年以降減少している。
- ④ 諸外国の少年法制においては、少年年齢を18歳未満とし、選挙権年齢や私法上の成年年齢と形式的に一致している例が多い。しかし、少年年齢は、必ずしも統一性の観点から設定されたものではなく、精神的に未成熟で可塑性に富むことを考慮して、刑罰ではなく教育的な措置である保護処分を優先させるのが適当である年齢として設定されたものと考えられる。
- ⑤ 少年年齢の在り方をめぐっては、現行法の少年年齢を維持すべきという考え方と18歳未満に引き下げるべきであるという考え方があり、また、仮に引き下げる場合には刑事政策的措置を検討すべきであるという考え方もある。
- ⑥ 少年年齢の在り方は、少年に対する刑事司法はどうあるべきかといった少年法制の基本的な理念と密接な関係を有するものであり、民法を始めとする他の法律における成年年齢の引下げの検討状況等を踏まえつつも、あるべき少年法制の理念から、慎重に検討する必要があるだろう。

はじめに

少年法（昭和 23 年法律第 168 号）は、少年の健全な育成を図るため、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、罪を犯した少年に対して成人とは異なる刑事手続を定めるなど一定の特別の措置を講じ（第 1 条⁽¹⁾）、その適用対象となる「少年」を「20 歳に満たない者」と定義している（第 2 条第 1 項）。この少年法における少年の年齢（以下「少年年齢」という。）に関して、平成 29 年 2 月 9 日、法務大臣から法制審議会に対して、「少年法における少年の年齢及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備に関する諮問第 103 号」が寄せられた⁽²⁾。

これまででも、少年による凶悪な殺傷事件が起こるたびに少年年齢に関する議論がなされてきたが⁽³⁾、今回の諮問が寄せられた背景には、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成 19 年法律第 51 号）における国民投票の投票権を有する者の年齢及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）における選挙権を有する者の年齢（以下「選挙権年齢」という。）を 18 歳以上とする立法措置が講じられたこと、これらの立法措置において民法（明治 29 年法律第 89 号）における成年の年齢（以下「成年年齢」という。）に関する検討の状況⁽⁴⁾等を踏まえた少年年齢の検討が求められていること等がある⁽⁵⁾。

少年年齢はどうあるべきか、少年年齢を 18 歳未満に引き下げることが適切かといった少年年齢の在り方は、少年に対する刑事司法はどうあるべきかといった少年法制の基本的な理念と密接な関係を有するものであり、民法を始めとする他の法律における成年年齢等の引下げの検討状況を踏まえつつも、あるべき少年法制の理念から、慎重に検討する必要がある。そして、その検討に当たっては、近時の犯罪情勢等も踏まえた少年に対する処遇の在り方、ひいては成人も含めた犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備についての検討も必要となってくる。

本稿においては、現行の少年法が少年に対してどのような手続、処分等を定めているのか、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 29 年 9 月 11 日である。

(1) 以下、本文及び注において括弧内に単に条項のみを示す場合は、少年法の条項を指す。

(2) 「法制審議会第 178 回会議（平成 29 年 2 月 9 日開催）」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500028.html>>

(3) 例えば、「[社説] 川崎・中 1 殺害 少年法の在り方も議論したい」『読売新聞』2015.3.3.

(4) 法務大臣からの「民法の成年年齢の引下げに関する諮問第 84 号」に対して、法制審議会は、平成 21 年 10 月 28 日、「民法が定める成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当である」とする「民法の成年年齢の引下げについての意見（案）」を採択し、同日、法務大臣に答申した（「法制審議会第 160 回会議（平成 21 年 10 月 28 日開催）」法務省ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_091028-1.html>）。

(5) 日本国憲法の改正手続に関する法律附則第 3 条第 1 項は、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満 18 年以上満 20 年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法…その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と規定していた。なお、この規定は、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 75 号）により削除され、同法の附則に法制上の措置に関する新たな検討規定が置かれている（同法附則第 3 項）。また、衆議院議員及び参議院議員等の選挙権を有する者の年齢を満 20 年以上から満 18 年以上に引き下げることと内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 43 号）附則第 11 条は、「国は、国民投票…の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満 18 年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満 18 年以上満 20 年未満の者と年齢満 20 年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法…、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と規定している。

成人に対する刑事手続とどのような相違があるのか、成人に対する制度と異なる制度としたことの趣旨は何かといった点を中心に、我が国における少年法制の基本的な考え方、枠組みについて紹介するとともに、我が国における少年非行の現状と特徴、諸外国における少年司法制度の概要及び少年年齢の引下げをめぐる議論等について紹介し、今後の少年年齢の在り方及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備に関する議論の参考に資することとしたい。

I 少年法の概要

1 少年法制定の経緯

(1) 旧少年法の制定

我が国において、少年の犯罪者を成人の犯罪者と区別して処遇する考え方は、旧刑法（明治13年太政官布告第36号）の時代にも存在していた⁽⁶⁾が、明治41年10月1日、現行の刑法（明治40年法律第45号）の施行により旧刑法の懲治処分の制度が廃止され、また日露戦争後の犯罪少年の増加を契機として、新たな少年犯罪対策の策定が求められた。そこで、諸外国の少年司法制度、とりわけアメリカとドイツの少年法制を参考にして、責任追及主義と保護主義を併存させる日本的な少年法制の検討が進められた。立案は司法省が担当したが、非行少年に対する処遇について定める感化法を所管していた内務省の反発もあって起草作業は難航したものの、大正11年4月17日に少年法（大正11年法律第42号。以下「旧少年法」という。）が公布され、旧少年法は、大正12年1月1日から施行された。

旧少年法では、18歳未満の者⁽⁷⁾を「少年」とし（旧少年法第1条）、刑罰法令に触れる行為をした少年及び刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年が保護処分の対象とされた（旧少年法第4条）。そして、少年に対し保護処分を行うため、司法大臣の監督に属する少年審判所が置かれた（旧少年法第15条及び第17条第1項⁽⁸⁾）。少年審判所には、保護又は教育の経験のある少年保護司が置かれ（旧少年法第18条）、調査、審判、保護処分の執行等に関与する権限が与えられた（旧少年法第23条、第32条、第43条第2項、第58条等）。

また、審判機関より先に検察官が事件について実質的判断を行う検察官先議主義がとられ、重罪（死刑、無期又は短期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪）を犯した少年及び16歳以上の犯罪少年は、裁判所又は検察官から送致を受けた場合でなければ、少年審判所の審判に付されないこととされた（旧少年法第27条）。

(6) 旧刑法では、行為時12歳未満の者を責任無能力とし、12歳以上16歳未満の是非弁別能力なく刑罰法令に触れる行為をした者を情状により20歳に達するまで懲治場に収容して教育を施すこと等ができる懲治処分の制度を規定するほか、少年には刑の緩和が規定されていた。また、明治33年には、感化法（明治33年法律第37号）が制定され、一部地域において現在の児童自立支援施設や少年院に当たる感化院において少年に対する処遇が行われた。

(7) 当時も民法上の成年年齢は20歳以上であるから、18歳及び19歳の犯罪者は、民法上未成年者であっても成人犯罪者と同じ手続によることとされ、民法と旧少年法で成年（成人）年齢に違いがあった。旧少年法が、18歳未満の者を少年とした理由について、鈴木喜三郎司法次官は、衆議院少年法案外一件委員会において、諸外国でも民法上の未成年年齢と少年法上の少年年齢とは差異がある旨述べた上で、我が国では18歳は数え年で20歳となることから、18歳未満の者を保護の対象とした旨の答弁を行っている（第42回帝国議会衆議院少年法案外一件委員会議録第1回 大正9年2月6日 p.3.）。

(8) 「組織上は行政機関にとどまっていたものの…、司法機能とケースワーク的機能を併有する専門機関としての少年審判所」と評価されている（丸山雅夫『少年法講義 第3版』成文堂、2016、p.21.）。

審判手続においては、少年保護司による調査（旧少年法第 32 条）、医師による心身の状況についての調査（旧少年法第 31 条第 2 項）、審判の非公開（旧少年法第 45 条）、国選を含めた付添人の選任（旧少年法第 42 条）、保護者、付添人及び少年保護司の意見陳述権（旧少年法第 44 条第 1 項）などが規定された。

保護処分は、①訓戒、②学校長訓戒、③書面誓約、④保護者への条件付引渡し、⑤補導委託、⑥少年保護司観察、⑦感化院送致、⑧矯正院送致、⑨病院送致・委託とされた（旧少年法第 4 条）。さらに、少年審判所を行政機関と位置付けたことから、決定機関である少年審判所が保護処分の取消し・変更を自由にできるなど保護処分の執行段階において少年審判所が関与する手続が定められた（旧少年法第 5 条及び第 57 条から第 59 条まで）。

行刑面においては、行為時 16 歳未満の少年に対する死刑及び無期刑の制限（旧少年法第 7 条第 1 項）、相対的不定期刑の導入（旧少年法第 8 条）、監獄内の分界を設けた場所での自由刑の執行（旧少年法第 9 条第 1 項）、仮出獄要件の緩和（旧少年法第 10 条及び第 11 条）、労役場留置の禁止（旧少年法第 13 条）、資格制限の緩和（旧少年法第 14 条）など、その基本的な考え方が現行の少年法に引き継がれているものが規定されていた。

さらに、少年審判所の審判に付された事項又は少年に対する刑事事件につき予審若しくは公判に付された事項は、新聞紙その他の出版物に掲載することを罰則をもって禁止していた（旧少年法第 74 条）⁽⁹⁾。

このように、旧少年法は、検察官先議主義がとられ、少年審判所の審判に付される事件も重罪等の場合には裁判所又は検察官から送致を受けた場合に限られるなど、保護処分優先主義を理念とする現行少年法とは制度的な相違もみられるが、「実際の運用はかなり保護優先的であった」⁽¹⁰⁾との指摘もある。

(2) 現行少年法の制定

日本国憲法の制定による我が国の法律制度の全般的な見直しの一環として、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）から旧少年法の全面改正の提案があり、司法省に対して交付された少年裁判所法案⁽¹¹⁾を基に検討が重ねられた結果、昭和 23 年 7 月 15 日に公布された「少年法を改正する法律」（昭和 23 年法律第 168 号）により、旧少年法の全部改正という形式で現行の少年法が制定され、昭和 24 年 1 月 1 日から施行された。形式は、旧少年法の改正という方式がとられたが、実質は、国親思想（*parens patriae doctrine*）⁽¹²⁾が全盛期のアメリカにおける少年法制の影響を受けた新法の制定とあってよいものである。旧少年法の全面的な見直しの趣旨について、

(9) 違反者（新聞紙にあっては編集人及び発行人、その他の出版物にあっては著作者及び発行者）に対しては、1 年以下の禁錮又は 1,000 円以下の罰金に処することとされていた（旧少年法第 74 条第 2 項）。現行少年法にも記事等の掲載禁止の規定はあるが、違反者に対する罰則は規定されていない（第 61 条）。

(10) 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法 第 3 版』有斐閣, 2009, p.17.

(11) 少年裁判所法案は、昭和 22 年、GHQ/SCAP 民間諜報局公安課主任のルイス（B. G. Lewis）博士から交付されたもので、全米プロベーション協会策定の「アメリカ標準少年裁判所法案」を模範としたものである（丸山 前掲注(8), p.23.）。なお、少年法立案の経過については、沢登俊雄「少年法改正作業の歴史」『法律時報』42 卷 13 号, 1970.11, pp.16-26; 法務省刑事局『少年法及び少年院法の制定関係資料集』（少年法改正資料 1 号）1970.5 を参照。

(12) 「国王が国の後見人として有する衡平法（equity）上の権限を根拠づける伝統的な法原理」で、「少年裁判所は、「国親思想」に基づき、適切な指導監督のできない親に代わって少年を保護する責任と権限があるものとされ」（安東美和子ほか「アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度」『法務総合研究所研究部報告』5 号, 1999, p.10.）。

政府からは、国会において、最近の少年犯罪の激増、その質の悪化は、主として戦時中における教育の不十分と戦後の社会的混乱によるものであるが、新日本の建設に寄与すべき少年の重要性に鑑み、これを単なる一時的現象として看過することは許されず、この際少年に対する刑事政策的見地から構想を新たに少年法を全面的に改正し、少年の健全な育成を期さなければならない旨の説明がなされている⁽¹³⁾。

この全部改正された少年法は、少年の人権保障の強化及び健全育成の充実という観点から、旧少年法とは理念に関わる制度的な相違がみられる。旧少年法からの主な相違点としては、①少年に対する保護処分の決定は、保護処分には実質的に人身の自由を拘束する面があることから、行政機関である少年審判所ではなく司法機関である家庭裁判所が行うようにしたこと、②少年法が適用される「少年」の年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げたこと⁽¹⁴⁾、③一切の少年事件が警察又は検察庁から家庭裁判所に送られ（全件送致主義）、事件の処理について家庭裁判所がまず判断し、家庭裁判所が訴追を必要と認めたときに限り当該少年事件を検察官に送致するようにしたこと（家庭裁判所先議主義、保護処分優先主義）、④児童福祉法上の措置について家庭裁判所が関与し、少年保護に関わる各機関が相互に協力しつつ、少年の福祉を図り、その健全な育成を期すようにしたこと⁽¹⁵⁾、⑤司法機関である家庭裁判所の設置に伴い、保護処分の決定と執行を分離するとともに、保護処分の内容を整理し、保護処分を保護観察、教護院・養護施設送致⁽¹⁶⁾及び少年院送致の3種に限定したこと⁽¹⁷⁾、⑥保護処分が強制力を伴う裁判所の措置とされたことから高等裁判所への抗告、最高裁判所への再抗告を認めたこと、⑦死刑又は無期刑を科すことができない年齢を行為時18歳未満に引き上げたこと、⑧少年の福祉を害する成人の刑事事件に対する裁判権について特別の措置を認めたこと⁽¹⁸⁾、等である。

2 これまでの少年法改正の経緯

(1) 少年法改正に関する中間答申

少年法の本格施行⁽¹⁹⁾の後間もなくから、法務省において、治安維持の観点から家庭裁判所先

(13) 第2回国会衆議院司法委員会議録第36号 昭和23年6月19日 p.5.

(14) 少年年齢を20歳未満に引き上げた趣旨について、国会における政府の提案理由説明では、20歳ぐらいまでの者に犯罪の増加と悪質化が顕著であるとの現状認識を示した上で、これらの者は「未だ心身の発育が十分でなく、環境その他外部的条件の影響を受けやすいことを示しておるのであります。このことは彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたのではなく、従つてこれに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によつてその教化をはかる方が適切である場合」が多く、政府はかかる点を考慮して、少年の年齢を20歳に引き上げることにした旨を述べており（同上、p.6.）、民法その他の法律との統一という形式的な理由で引き上げるのではないことがうかがわれる。

(15) 政府提出法案では、虐待少年（I3(2)参照）で「18歳未満」の者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り家庭裁判所は審判することができることとされていたが、衆議院における修正で「14歳未満」に改められた（第2回国会衆議院司法委員会議録第49号 昭和23年7月3日 pp.3-6.）。なお、現行少年法では、触法少年（I3(2)参照）についても、同様に家庭裁判所が審判することができる場合が制限されている（第3条第2項）。

(16) 現行少年法では、児童自立支援施設・児童養護施設送致となっている（第24条第1項）。

(17) その一方で、保護処分における柔軟性を失わないよう保護観察と少年院送致の処分について環境調整の措置を講ずることができる（第24条第2項）こととするともに、中間的措置として試験観察の制度を設けた（第25条）。

(18) 少年の福祉を害する成人の刑事事件に関する規定（第37条から第39条まで）は、当該刑事事件についてより適切に対処するため、通常裁判所の管轄に移管することとされ、平成20年の改正により削除された。

(19) 制定時の少年法には、施行後「1年間」18歳未満の者を少年とする特則が設けられていた（第68条第1項）が、体制整備の状況に鑑み、昭和24年12月に施行後「2年間」に改められ（「少年法の一部を改正する法律」（昭和24年法律第246号））、昭和26年1月1日から20歳未満の者が少年とされた。

議主義などが疑問視され、少年事件に関する検察官権限の大幅な縮小を見直すための少年法改正に向けた検討が重ねられた。最高裁判所、日本弁護士連合会などの反対もあり、改正作業は進まない状況が続いたが、昭和45年6月、法務大臣は、法制審議会に「少年法改正要綱」について諮問した。その主な内容は、①18歳以上20歳未満を青年とし、青年に係る手続は原則として刑事訴訟手続による、②少年及び青年の刑事裁判権を家庭裁判所に与える、③全件送致主義を変更し、捜査機関に不送致、不起訴の処分権限を与える、④少年審判への検察官の関与など適正手続の保障、⑤保護処分の多様化、取消し・変更制度の採用、⑥処遇適正化のための諸施策の強化、等である⁽²⁰⁾。法制審議会では、6年余りにわたって審議が行われたが、最高裁判所や日本弁護士連合会から現行少年法の基本理念や基本構造を変えるものであるとの反対もあって結論を得るに至らず、法制審議会は、昭和52年6月、現行法の基本構造を変えない範囲内で改善される必要のある事項を指摘するという内容の「少年法改正に関する中間答申」(以下「中間答申」という。)をまとめ、法務大臣に答申した⁽²¹⁾。

(2) 平成12年改正

中間答申後、少年法の運用につき、様々な形で実務上の改善作業が行われ、中間答申の内容が少しずつ実現されていったが、検察官の少年審判への関与は実現しなかった。その後、草加事件、山形マット死事件などのように、非行事実の認定が困難な事案⁽²²⁾が発生したこともあり、平成8年11月から平成10年7月にわたり、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会による「少年審判に関する意見交換会」が開かれ、事実認定手続を中心とする少年審判手続に関して、立法的手当の要否、内容等について意見交換が行われた。この間に、兵庫県神戸市において5名の小学生児童が殺傷された神戸市児童連続殺傷事件で中学3年生が逮捕される事案が発生し、法務大臣は、同月9日、法制審議会に対し、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備等に関する諮問を行い、法制審議会は、平成11年1月21日、これに関する要綱骨子を決定し、法務大臣に答申した。法務省は、法案の立案作業を進め、「少年法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同年3月10日、国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となった。

少年法等の一部を改正する法律案が廃案になった後、自由民主党を中心に、少年法の刑罰適用範囲を拡大する必要性が強く主張され、廃案となった法律案の内容に更に検討を加え、議員立法での提出が検討された。その結果、平成12年9月29日、「少年法等の一部を改正する法律案」が議員立法として国会に提出され、同法律案は、同年11月28日に成立し、「少年法等の一

(20) 沢登 前掲注(1), p.23.

(21) 中間答申は、①少年の権利保障の強化及び一定の限度内における検察官関与の両面から現行少年審判手続の改善を図ること、②18歳以上の年長少年の事件については、少年審判手続上18歳未満の中間・年少少年の事件とはある程度異なる特別な扱いをすること、③一定の限度内で捜査機関による不送致を認めること、④保護処分の多様化及び弾力化を図ること、という4つの柱から構成されている(『資料四 法制審議会少年法改正に関する中間答申(昭和五二年六月二九日)』『自由と正義』30巻11号, 1979.11, pp.86-87.)。

(22) 草加事件は、昭和60年7月19日に埼玉県草加市の残土置き場で女子中学生の絞殺死体が発見され、その容疑者として6人の少年が逮捕・補導された事件で、少年審判と被害者の両親が少年たちに損害賠償を求めた民事訴訟とで事実認定が異なることとなったものである。また、山形マット死事件は、平成5年1月13日、山形県新庄市の市立中学校の体育館用具室で1年生の男子生徒が、巻かれて縦に置かれた体育用マットの中で窒息死しているのが発見され、同校の生徒7人が逮捕・補導された事件で、非行事実の認定が問題となったものである。以上、澤登俊雄『少年法—基本理念から改正問題まで—』中央公論新社, 1999, pp.64-66を参照。

部を改正する法律」(平成12年法律第142号。以下「平成12年改正法」という。)は、平成13年4月1日から施行された。

平成12年改正法は、①少年事件の処分等の在り方の見直し、②少年審判の事実認定手続の適正化、③被害者への配慮の充実を柱にしている⁽²³⁾。①の改正としては、年齢区分を見直し、刑罰適用可能な年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げるとともに、懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまで少年院に収容して矯正教育を受けさせることを可能とし、さらに、凶悪重大事件⁽²⁴⁾について原則として検察官に送致することとした。そのほか、行為時18歳未満の少年に対する無期刑から有期刑への緩和の裁量化、死刑を無期刑に緩和した場合における仮出獄可能期間の特則の不適用、保護者に対する措置の創設、審判における自己の非行についての内省の促進がある。②の改正としては、裁定合議制の導入、事実認定手続への検察官の関与と弁護士付添人の必要的関与、観護措置期間の延長、検察官による抗告受理申立制度の創設、保護処分終了後における救済手続(保護処分の取消し)の整備がある。③の改正としては、被害者等の申出による意見の聴取、被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等に対する審判結果等の通知がある。

(3) 平成19年改正

触法少年による凶悪重大事件⁽²⁵⁾の発生など少年非行の現状に適切に対処するためには、少年法等を早期に整備する必要があるとして、平成16年9月8日、法務大臣から法制審議会に対し、少年の保護事件に係る調査手続等の整備に関する諮問が行われ、法制審議会は、平成17年2月9日、少年の保護事件に係る調査手続等の整備に関する要綱(骨子)及び公的付添人制度の導入に関する附帯決議を採択し、法務大臣に答申した。

法務省は、答申を受けて法案の立案作業を進め、平成17年3月1日、「少年法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となった。平成18年2月24日、同法律案は再度国会に提出され、衆議院における修正を経て、平成19年5月25日に成立し、「少年法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第68号。以下「平成19年改正法」という。)は、同年11月1日から施行された。平成19年改正法の主な内容は、①触法少年の事件について、警察への強制調査を含む調査権限の付与、②重大な触法事件について、警察から児童相談所への送致と児童相談所等から家庭裁判所への送致の義務付け、③少年院に送致可能な年齢の引下げ(「おおむね12歳以上」)、④保護観察に付された少年が遵守事項を遵守しない場合の措置の導入、⑤犯罪少年(I3(2)参照)及び触法少年による一定の重大事件について、観護の措置(少年鑑別所送致)がとられている場合の国選付添人の選任、等である⁽²⁶⁾。

⁽²³⁾ 改正内容の詳細は、小林由美「法令解説 少年審判をめぐる諸改正—処分等の見直し、事実認定手続の適正化、被害者への配慮の充実等—(少年法等の一部を改正する法律)」『時の法令』1636号、2001.2.28, pp.6-22を参照。

⁽²⁴⁾ 行為時16歳以上の少年が、殺人、傷害致死、強盗致死等の故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件である(第20条第2項本文)。

⁽²⁵⁾ いわゆる長崎事件、佐世保事件などである。長崎事件は、平成15年に行為時12歳の男子少年が、4歳の男児を連れ回した上、長崎県長崎市のビルの屋上から突き落として殺害した事件である。また、佐世保事件は、平成16年に行為時11歳の女子少年が、同級生の女兒をカッターナイフで切り付けて死亡させた事件である。以上、丸山前掲注(8), pp.289-290を参照。

⁽²⁶⁾ 改正内容の詳細は、川淵武彦「法令解説 いわゆる触法少年の事件についての警察の調査権限等を整備—四歳未満の少年の少年院への送致、保護観察中の少年に対する措置、国選付添人制度の整備等を規定—少年法等の一部を改正する法律—」『時の法令』1798号、2007.11.30, pp.6-23を参照。

(4) 平成 20 年改正

法務省において、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）や同法に基づく犯罪被害者等基本計画の趣旨、被害者団体の意見等を踏まえ、少年法の見直しの必要性等について検討が進められていた。平成 19 年 11 月 29 日、法務大臣から法制審議会に対し、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るための法整備に関する諮問が行われ、法制審議会は、平成 20 年 2 月 13 日、諮問に付された要綱（骨子）を了承し、法務大臣に答申した。

法務省は、法制審議会の答申を受けて、法案の立案作業を進め、平成 20 年 3 月 7 日、「少年法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同法律案は、衆議院における修正を経て、同年 6 月 11 日に成立し、「少年法の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 71 号。以下「平成 20 年改正法」という。）は、同年 12 月 15 日から施行された。平成 20 年改正法の主な内容は、①被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、②被害者等の申出による意見聴取の対象者の拡大、③一定の重大事件⁽²⁷⁾の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、④家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度の創設、⑤少年の福祉を害する成人の刑事事件に係る管轄の地方裁判所等への移管、等である⁽²⁸⁾。

(5) 平成 26 年改正

法務省は、平成 20 年改正法附則第 3 項（検討）の規定に基づき、少年法に関し見直しを要する事項について、「平成 20 年改正少年法等に関する意見交換会」の開催など検討を進めていた。意見交換会では、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の拡大など少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しに関する意見が寄せられた。こうした状況等を踏まえ、平成 24 年 9 月 7 日、法務大臣から法制審議会に対し、少年法改正に関する諮問が行われ、法制審議会は、平成 25 年 2 月 8 日、諮問に付された要綱（骨子）を了承し、法務大臣に答申した。

法務省は、法制審議会の答申を受けて、法案の立案作業を進め、平成 26 年 2 月 7 日、「少年法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同法律案は、同年 4 月 11 日に成立し、「少年法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 23 号。以下「平成 26 年改正法」という。）は、同年 6 月 18 日から施行された。平成 26 年改正法の主な内容は、①家庭裁判所の裁量による弁護士の国選付添人制度及び検察官の少年審判への関与制度の対象になる事件の範囲の拡大、②不定期刑対象事件の範囲の見直し、③不定期刑の長期及び短期の上限の引上げ、④不定期刑の長期と短期との幅の制限、⑤不定期刑の短期に関する特則、⑥無期徒刑を緩和して有期刑とする場合における当該有期刑の上限の引上げ、⑦仮釈放をすることができるまでの期間の見直し、等である⁽²⁹⁾。

⁽²⁷⁾ 犯罪少年又は触法少年（12 歳未満の者を除く。）に係る事件であって、故意の犯罪行為、業務上の過失又は自動車の運転により被害者を死傷させた罪に係るもの（いずれも被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）である（第 22 条の 4 第 1 項）。

⁽²⁸⁾ 改正内容の詳細は、岡崎忠之「法令解説 少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るための法整備—少年法の一部を改正する法律—」『時の法令』1822 号、2008.11.30、pp.6-16 を参照。

⁽²⁹⁾ 改正内容の詳細は、土倉健太「法令解説 国選付添人制度と検察官関与制度の対象事件の範囲拡大、少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し—少年法の一部を改正する法律—」『時の法令』1956 号、2014.6.30、pp.41-49 を参照。

3 少年法の特徴

(1) 少年法の目的

少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」を目的としている（第1条）。このような少年に対する特別な取扱いは、少年は未成熟で可塑性に富むという少年観が前提となっていると考えられ、少年に対しては保護と教育が優先される趣旨を明らかにしたものである。このような理解に立てば、「少年の健全な育成」とは、少年に対し再非行を防止するために必要な教育を行って、少年の社会復帰を果たさせることと解することになる⁽³⁰⁾。それは、社会の一員としての責任を自主的に果たすよう導くことであり、それが結局犯罪や非行の抑止につながって国や社会の利益に資することになるのであって、保護処分に非行事実の存在が必要とされることと相まって、単なるパターンリズム（保護原理）だけが理念として存在するのではないと考えられる。

少年法は、このような目的を達成するために、以下のような制度を定めている。少年年齢の設定も同法の目的達成に必要な年齢として設定されているのであって、少年年齢の在り方の検討に当たっては、この目的との関係をどのように整理するのが課題となろう。

(2) 適用対象少年

少年法は、同法が適用される「少年」を「20歳に満たない者」と規定している（第2条第1項）。この少年年齢は、同法の目的を達成するため、刑事政策的考慮に基づいて設定されたものである。すなわち、少年年齢は、刑事責任能力があつて刑罰を科すことが刑法上は可能であっても、その未成熟性や可塑性に富む存在であることを考慮して、刑罰ではなく保護処分を行うことが本人にとっても国や社会にとっても適切である年齢として設定されたものといふことができよう。したがって、民法上の行為能力と直接の関係はなく、婚姻により成年に達したものとみなされ（民法第753条）、親権に服さない未成年者にも少年法の適用があると解されている⁽³¹⁾。

また、家庭裁判所の審判に付すべき少年として、①犯罪少年、②触法少年、③虞犯少年を規定している（第3条第1項）。①の犯罪少年は、罪を犯した少年である（同項第1号）。②の触法少年は、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年である（同項第2号）。③の虞犯少年は、虞犯事由（a. 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、b. 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと、c. 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出すること、d. 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること）があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年である（同項第3号）。

(3) 家庭裁判所の事件受理

家庭裁判所による保護事件の手続は、通告、報告、送致を待つて開始される（不告不理の原則）。家庭裁判所が事件を受理する経路は多様で、①一般人の通告（第6条第1項）、②保護観察所長の通告（更生保護法（平成19年法律第88号）第68条第1項）、③家庭裁判所調査官⁽³²⁾の報告（第7条第1項）、④司法警察員の送致（第41条）⁽³³⁾、⑤検察官の送致（第42条）、⑥都道府県知事又は

⁽³⁰⁾ 田宮・廣瀬編 前掲注(10), p.30.

⁽³¹⁾ 同上, p.33; 丸山 前掲注(8), p.84; 最高裁判所事務総局『少年執務資料集 1の上 3訂』（家庭裁判資料152号）1992, pp.83-84.

児童相談所長の送致（第6条の7、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第4号、同法第27条の3）がある。

なお、④及び⑤のように、捜査機関が少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、「犯罪の嫌疑があるものと思料するとき」は、当該捜査機関は、当該被疑事件を家庭裁判所に送致しなければならないこととされている（全件送致主義）。これは、要保護性が少年ごとに異なることから、全ての非行少年について専門機関である家庭裁判所が要保護性を解明した上で最善の処遇選択をすることが望ましいとの趣旨である（家庭裁判所先議主義）。

（4）家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、事件が係属した場合には、審判に先立って、事件について調査しなければならない（調査前置主義）（第8条第1項）。調査は、家庭裁判所が審判を開始する必要があるか否かの判断、あるいは終局判断を行うための資料収集活動である。少年に対する適切な処遇が選択されるためには、要保護性に関する的確な資料が必要とされることから、家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調べその他の必要な調査を行わせることができる（同条第2項）。この要保護性に関する調査は、行動科学的側面からの調査で、原則として家庭裁判所調査官により行われる（社会調査）。これに対して、非行事実の存否に関する調査は、行為に対する法律的側面からの調査で、裁判官が行う（法的調査）。

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもって、観護の措置をとることができる（第17条第1項）。観護の措置には、家庭裁判所調査官の観護（在宅観護）と少年鑑別所送致とがある。少年鑑別所は、送致された少年の鑑別（心身鑑別及び行動観察）を行い、調査及び審判に必要な情報を提供する（少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第17条）。

（5）審判手続

家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、その旨の決定（審判開始決定）をしなければならない（第21条）。

審判は、職権主義的構造の下で、非公開で進められる（第22条第2項）⁽³⁴⁾。審判を非公開としたのは、少年の情操を保護し、社会復帰を妨げないために、少年が非行を犯したこと自体が秘密とされなければならないこと、審判においては少年、保護者等の家族のプライバシーに関わ

③2 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所及び各高等裁判所に置かれる裁判所の職員である（裁判所法（昭和22年法律第59号）第61条の2）が、大学において主として心理学、社会学、教育学、社会福祉学等の人間関係諸科学を専攻し、試験に合格して家庭裁判所調査官補（同法第61条の3）として採用された後、実務経験を積みながら専門的な研修を受け、その資格が与えられた者である。

③3 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第246条は、司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、原則として事件を検察官に送致しなければならない旨を定めているが、罰金以下の刑に当たる事件については少年が刑事処分が付される余地がなく（第20条第1項）、検察官の手を経る必要がないことから、このような特則が設けられた（田宮・廣瀬編 前掲注(10), p.416.）。なお、通常の事件送致手続の例外として、軽微事案の簡易送致手続が運用上認められている。これは、事案が軽微で要保護性に問題がないと捜査機関が判断した少年について、非行事実等を記載した少年事件簡易送致書及び捜査報告書が毎月1回一括して家庭裁判所に送付され（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第214条）、家庭裁判所は、原則として書面審査で事件を処理し、特に問題がなければ審判不開始決定で終局させるというものである（丸山 前掲注(8), pp.70-71.）。

③4 少年の保護事件の審判は、裁判の対審ではなく、訴訟事件に属しないから、裁判の公開を規定する憲法第82条第1項には違反しない（澤登俊雄『少年法入門 第6版』有斐閣, 2015, p.139.）。

る事項も詳細に明らかにする必要があること等による⁽³⁵⁾。

少年法及び少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）は、審判の方式について具体的に規定しておらず運用に委ねられているが、審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない（第22条第1項）。また、裁判官の心証形成及び審判の教育的効果の観点から、少年が審判期日に出頭しないときは、審判を行うことができない（同規則第28条第3項）。検察官については、平成12年改正法により重大事件の場合に審判への関与が認められることになった⁽³⁶⁾。

（6）検察官送致決定

少年の保護事件手続は、家庭裁判所の終局決定によって終結する。終局決定には、審判不開始決定（第19条第1項）、不処分決定⁽³⁷⁾（第23条第2項）、児童福祉機関送致決定（第18条、第23条第1項）などがあるが、家庭裁判所の性格を示す特徴的な決定として、検察官送致決定がある。家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査又は審判の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない（第20条第1項、第23条第1項）。いわゆる逆送である。さらに、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、行為時16歳以上の少年に係るものについては、検察官送致決定をしなければならないが、調査又は審判の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、検察官に送致する必要はない（第20条第2項、第23条第1項）。

（7）保護処分

家庭裁判所は、審判開始後保護処分に付しない場合（第23条）を除き、審判を開始した事件につき、決定をもって、保護処分の決定をしなければならない（第24条第1項）⁽³⁸⁾。保護処分の決定には、①保護観察所の保護観察（同項第1号）、②児童自立支援施設又は児童養護施設への送致（同項第2号）、③少年院送致（同項第3号）がある⁽³⁹⁾。保護処分の実効性を確保するため、家庭裁判所は、保護観察及び少年院送致の保護処分においては、保護観察所長に家庭その他の環境調整に関する措置⁽⁴⁰⁾を行わせることができる（環境調整措置命令）（同条第2項）。また、平

⁽³⁵⁾ 田宮・廣瀬編 前掲注(10), p.230.

⁽³⁶⁾ 家庭裁判所は、犯罪少年に係る事件であって、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができることとされた（第22条の2第1項）。なお、家庭裁判所は、審判に検察官を出席させる決定をした場合に、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならない（第22条の3第1項）。

⁽³⁷⁾ 審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要がないと認める場合の決定である。

⁽³⁸⁾ なお、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる（第25条第1項）。試験観察といわれるもので、終局決定を留保し、少年の行動等を観察するために行われる中間決定である。

⁽³⁹⁾ I1(1)で述べたとおり、旧少年法では、これらのほか、訓戒、学校長訓戒、書面誓約なども保護処分とされていたが、これらは、試験観察、審判不開始、不処分等の決定に伴う事実上の措置（保護的措置）として実施され、重要な機能を果たしている（澤登 前掲注(34), p.194.）。

⁽⁴⁰⁾ 措置の内容としては、帰宅先の確保、少年と父母等との関係調整、保護者らの被害者遺族への対応調整、公的扶助のあっせん、交友関係の調整などの実例がある。

成 19 年改正法により、家庭裁判所は、保護観察所長の申請により、保護処分として保護観察に付されている少年が、遵守事項を遵守せず、その程度が重く、かつ、保護観察によっては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、児童自立支援施設等送致又は少年院送致の保護処分を行うこととされた（第 26 条の 4、更生保護法第 67 条）。

(8) 不服申立て

保護処分の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は付添人から、2 週間以内に、抗告をすることができる（第 32 条）⁽⁴¹⁾。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない（同条ただし書）。なお、平成 12 年改正法により、検察官による「抗告受理の申立て」が認められた（第 32 条の 4）⁽⁴²⁾。

(9) 少年の刑事事件

検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、勾留を請求することはできず（第 43 条第 3 項）、勾留に代えて観護措置を請求することができる（同条第 1 項）。さらに、勾留が認められる場合でも、少年を勾留する場所は、少年鑑別所とすることができる（第 48 条第 2 項）。

検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない（第 45 条第 5 号本文）。起訴便宜主義（刑事訴訟法第 248 条）の例外である。ただし、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか、犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するとき又は送致後の状況により訴追を相当でないと思料するときは、起訴する必要はない（第 45 条第 5 号ただし書）。この場合は、犯罪の嫌疑がなく、かつ、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合を除き、事件を再び家庭裁判所に送致することになる（第 42 条第 1 項）。

公判手続は、原則として成人の場合と同様であるが、刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）は、審理の方針として「少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない」と規定している（同規則第 277 条）。また、必要的弁護事件でないときも、少年の被告人に弁護人がないときは、裁判所は、なるべく、職権で弁護人を付さなければならない（同規則第 279 条）。さらに、少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人とは分離して、

(41) 最高裁判所は、不処分決定に対して、それが非行事実の認定を明示したものであっても、抗告をすることができないとしている（最高裁判所第三小法廷昭和 60 年 5 月 14 日決定 最高裁判所刑事判例集 39 卷 4 号 205 頁）。不処分決定は、その前提である非行事実の存否の判断が仮に少年にとって不利益であっても、少年にとって利益な裁判であり、少年に上訴の利益を認める合理性に乏しいとする原決定の判断を是認している。これに対し、学説の中には、少年にとって「名誉回復の利益は保護処分を受けない利益と比べても決して小さいとは考えられない」として、立法論を含めて抗告を認めるべきであるとする考え方もある（澤登 前掲注③4, p.210.）。

(42) 検察官は、審判出席を認める決定があった事件においては、不処分決定又は保護処分決定に対し、その事件の非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に対し、2 週間以内に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。受理の決定があると、抗告があったものとみなされ、以後、抗告手続に関する規定が準用される（第 32 条の 4 第 6 項）。

なるべくその接触を避けなければならない（第49条第1項）。

（10）刑事処分とその執行

少年に対する刑の適用については、特別の定めがある。まず、罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期徒刑を科する（第51条第1項）⁽⁴³⁾。また、罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、無期徒刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができ、その刑は、10年以上20年以下において言い渡される（同条第2項）⁽⁴⁴⁾。

また、少年に対して有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡すこととされ、この場合において、長期は15年、短期は10年を超えることはできない（第52条第1項）⁽⁴⁵⁾。さらに、平成26年改正法により、短期については、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、一定の範囲内で処断刑の短期を下回ることができることとされた（同条第2項）。また、不定期刑は施設における矯正教育上の効果を狙ったものであることから、刑の執行猶予を言い渡す場合には、不定期刑を科さず、定期刑を言い渡すものとされる（同条第3項）。さらに、少年に対して、労役場留置の言渡しはしない（第54条）。

懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年に対しては、特に設けた刑事施設（少年刑務所）又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所において、その刑が執行される（第56条第1項）。少年刑務所は、20歳未満の少年を収容するのが原則であるが、収容中に20歳に達したとき直ちに成人刑務所に移すのでは処遇効果の後退を招くおそれがあることから、満26歳に達するまでは、そのまま執行を継続することができる（同条第2項）。

少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、仮釈放が認められる期間が大幅に短縮されている⁽⁴⁶⁾。仮釈放後に刑の執行を受け終わったものとされる期間についても、短縮する特例がある⁽⁴⁷⁾。さらに、少年のとき犯した罪により刑に処せられて、その執行を受け終わり、若しくは執行の免除を受けた者又は刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向けて刑の言渡しを受けなかったものとみなされる（第60条）⁽⁴⁸⁾。

43) 「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号)第37条(a)後段は、「死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと」を締約国は確保すると規定する。

44) 平成12年改正法により、無期徒刑から有期刑への減刑が必要的減刑から任意的減刑に改められ、平成26年改正法により、無期徒刑から有期刑への減刑について、その範囲の上限が「15年」から「20年」に引き上げられた。

45) 平成26年改正法により、不定期刑の適用要件である「長期3年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」から「長期3年以上の」という要件を削除した。また、不定期刑の範囲について、それまで「長期は10年以下、短期は5年以下」とされていたものを、「長期は15年以下、短期は10年以下」に引き上げた。

46) 成人について仮釈放が認められるのは、有期刑はその刑期の3分の1、無期徒刑は10年を経過したときである（刑法第28条）が、少年の場合は、少年のとき言渡しを受けた無期徒刑については7年（ただし、死刑を減刑された無期徒刑については、10年）、無期徒刑が減刑された有期刑についてはその刑期の3分の1、不定期刑については、その刑の短期の3分の1を経過したとき、とされている（第58条）。

47) 少年のとき無期徒刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないで10年を経過したときは、刑の執行を受け終わったものとされる（第59条第1項）。少年のとき有期の刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないで仮釈放前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は刑期若しくは長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、刑の執行を受け終わったものとされる（同条第2項）。

(11) 推知報道の禁止

家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない（第61条）。少年の名誉やプライバシーを保護するとともに、非行の克服による健全な成長を実現するために、報道機関による事件報道の抑制を求めるものである。少年の刑事事件についても対象となっている。なお、旧少年法の場合と異なり、違反した場合の罰則がない⁽⁴⁹⁾。

II 我が国における少年非行の現状と特徴

1 検挙人員等の動向

少年による刑法犯⁽⁵⁰⁾の検挙人員は、平成16年以降減少しており、平成27年は48,680人（前年比19.2%減）であった⁽⁵¹⁾。なお、同年の成人による刑法犯の検挙人員は、200,434人（前年比1.4%減）であり、少年比⁽⁵²⁾は19.5%である。また、同年の少年人口比⁽⁵³⁾は、426.5であり、最も高かった昭和56年（1,432.2）の3分の1以下になっているが、成人人口比⁽⁵⁴⁾193.8と比較すると、刑法犯では依然として約2.2倍と高くなっている。これは、刑法犯では非行少年の割合が成人の場合と比べて高いことを示すが、同時に非行少年が成人して同じように犯罪者となるわけではなく、少年非行には一過性のものが多いことの表れとも言える。なお、成人人口比が、特別法犯等を含めた犯罪全体の場合（平成27年は、690.7）に比べて刑法犯の場合に低下する傾向を示すのは、成人犯罪の70%弱を占める自動車運転過失致死傷等を含めるか否かによるものである⁽⁵⁵⁾。

年齢層別に少年による刑法犯検挙人員を見ると、各年齢層において、基本的に平成16年以降減少し続けており、平成27年における各年齢層別の検挙人員は、触法少年が9,759人、年少少年（14歳、15歳）が15,146人、中間少年（16歳、17歳）が14,448人、年長少年（18歳、19歳）が9,327人であり、年少少年の検挙人員が最も多く、次いで中間少年、触法少年、年長少年の順となっている。また、平成27年における刑法犯検挙人員の各年齢層別の人口比⁽⁵⁶⁾は、触法少年が224.1、年少少年が640.7、中間少年が606.2、年長少年が403.2となっている。

平成27年における少年による刑法犯の検挙人員及び少年比を罪名別に見ると、窃盗、遺失物

(48) なお、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡しがあったものとみなされる（第60条第3項）。

(49) 罰則がない理由は、「憲法が、言論・出版の自由を含む一切の表現の自由を特に尊重し、その自由の濫用については、言論・出版界の自主規制に委ねる姿勢をとったことにある」と説明されている（澤登 前掲注(34), p.141.）。

(50) 「特別法犯や交通関係業過は、統制方法の変化をも含む社会情勢の変化の影響を受けやすいので、それらを除いた「一般刑法犯」の動向が、犯罪現象評価の指標として適している」とされる（同上, p.11.）。

(51) 以下、非行少年に係る統計データについては、法務総合研究所編『犯罪白書 平成28年版』2016. <<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/63/nfm/mokuji.html>> に依拠している。

(52) 少年比は、少年の検挙人員を少年と成人の検挙人員の合計で除したものである。

(53) 少年人口比は、10歳以上の少年10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

(54) 成人人口比は、成人10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

(55) 「少年非行の状況と成人犯罪の状況…を比較する場合には、「刑法犯」と「一般刑法犯」における成人犯罪の状況との相違を意識する必要がある」と指摘されている（丸山 前掲注(8), p.41.）。

(56) 人口比は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いられた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

等横領の順に構成比が高く、これら2罪名で全体の73.1%を占める。また、少年比が高いのは、住居侵入(34.5%)、恐喝(29.5%)、遺失物等横領(27.2%)、窃盗(22.8%)及び強盗(22.0%)であった。一方、いわゆる凶悪犯(強盗、殺人、放火、強姦)については、少年による刑法犯全体に占める割合(4罪名で全体の1.4%)は高くない。このように、量的な観点からすると、少年非行は、軽微な内容のものが大部分を占め、凶悪なものは少ないといえることができる。

2 検察庁の事件受理の状況

平成27年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、82,583人(少年比7.0%)であった。同年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見ると、年少少年では窃盗が約6割を占め、中間少年では窃盗が約4割を占め、次いで道路交通法違反(20.4%)となっており、年長少年では過失運転致死傷等が約4割を占め、次いで道路交通法違反(25.5%)、窃盗(14.6%)となっている。

3 家庭裁判所の事件受理及び終局処理の状況

一般保護事件(道路交通法違反に係るもの以外の少年保護事件)の家庭裁判所新規受理人員は、平成16年以降毎年減少し、平成27年は72,701人であった。道路交通保護事件(道路交通法違反に係る少年保護事件)の家庭裁判所新規受理人員は、交通反則通告制度の少年への適用拡大及び反則行為の拡大により急減した後、近年も減少傾向にあり、同年は20,694人であった。

平成27年における少年保護事件の家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比が高いものは、業過等保護事件⁽⁵⁷⁾及び虞犯を除く一般保護事件では、①審判不開始(57.8%)、②保護観察(19.8%)、③不処分(15.4%)、④少年院送致(5.3%)と、業過等保護事件では、①不処分(43.3%)、②審判不開始(36.9%)、③保護観察(14.2%)、④検察官送致(年齢超過)(4.1%)と、道路交通保護事件では、①保護観察(36.2%)、②審判不開始(33.6%)、③検察官送致(刑事処分相当)(13.8%)、④不処分(11.8%)となっている。

平成27年における原則逆送事件⁽⁵⁸⁾の家庭裁判所終局処理人員の総数は32人で、そのうち、検察官送致(刑事処分相当)が20人、保護処分が12人(少年院送致が10人、保護観察が2人)となっている。

平成27年における逆送事件⁽⁵⁹⁾に係る検察庁処理人員は、総数が2,412人で、そのうち刑法犯の総数が145人(6.0%)で、うち137人(うち128人が公判請求)が起訴され、6人が家庭裁判所に再送致されている。逆送事件の約90%が道路交通法違反事件であり、その多くが略式請求で処理されている。一方、刑法犯は、前述のとおり、逆送事件のうち6.0%であるが、そのほとんどが公判請求され、通常の刑事裁判が行われている。

平成27年における通常第一審における少年に対する科刑状況は、有罪総数が103人で、そのうち実刑が32人、執行猶予が67人、罰金が4人となっている。うち刑法犯⁽⁶⁰⁾の有罪総数が56人で、実刑が27人、執行猶予が28人、罰金が1人となっている。

⁽⁵⁷⁾ 業過等保護事件は、過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。

⁽⁵⁸⁾ 犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件である(第20条第2項)。

⁽⁵⁹⁾ 少年法第20条の規定に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件である。

⁽⁶⁰⁾ 刑法犯には、過失傷害の罪(刑法第2編第28章の罪)が含まれ、これには、平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項に規定する罪(自動車運転過失致死傷罪)が含まれる。

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年⁽⁶¹⁾の人員は、平成16年から毎年減少しており、平成27年は14,155人（少年の刑法犯検挙人員（触法少年を除く。）は38,921人）であった。再非行少年率⁽⁶²⁾は、平成9年を境に翌年から毎年上昇を続け、平成27年は36.4%であった。平成16年以降、再非行少年の人員は減少しているものの、それを越えて少年の刑法犯検挙人員の総数が大幅に減少しており、再非行少年率の上昇傾向が生じている。平成27年における再非行少年率は、強盗（68.3%）、恐喝（64.9%）、詐欺（61.0%）、傷害（52.5%）の順に高かった。

Ⅲ 諸外国における少年司法制度の概要

ここで、我が国の少年法に大きな影響を与えたアメリカ、18歳未満の者を「少年」とした上で18歳以上21歳未満の者を「青年」として特別の措置を規定するドイツ、2007年に少年年齢を引き下げた韓国、逆に少年年齢を引き上げたことのあるイギリスの各少年司法制度について、少年年齢を中心に概観する⁽⁶³⁾。

1 アメリカ

1899年に、イリノイ州において少年裁判所法（Juvenile Court Act (1899 Ill. Laws 131)）が制定され、同州クック郡に少年裁判所が創設されて以来、国親思想を基本理念として、非公開で非要式的な職権主義的少年審判手続がアメリカ全土に広まっていった⁽⁶⁴⁾。アメリカの少年法制は、我が国の少年法にも大きな影響を与えている。しかし、1960年代後半以降、連邦最高裁判所は、憲法の適正手続保障の趣旨から、非行事実の認定に当たり少年の基本的人権の保障を要求し⁽⁶⁵⁾、これが少年法制改革の契機となり、1970年代後半からは、少年の重大犯罪等が社会問題化する状況下で処遇の刑罰化、手続の刑事訴訟化の動きが現れ、そうした方向での制度改革が行われた。

アメリカの少年司法制度は、原則として各州及びコロンビア特別区（以下このⅢ1（注を含む。）において「州等」という。）に委ねられており⁽⁶⁶⁾、その内容は各州等で異なるが、いずれの州等も少年事件の管轄権を有する少年裁判所を設置して、成人の場合とは異なる少年司法制度を設けている⁽⁶⁷⁾。

(61) 再非行少年は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。

(62) 再非行少年率は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

(63) その他、ヨーロッパ諸国の少年年齢の状況については、廣瀬健二「外国少年司法事情（2）ヨーロッパ諸国の概観と北欧（1）」『家庭の法と裁判』7号、2016.10、pp.95-99を参照。

(64) ペンシルヴェニア州最高裁判所は、1905年のフィッシャー判決（Commonwealth v. Fisher, 62 A. 198 (Pa.1905)）において、国親思想の考え方にに基づき、非行少年の処遇について定めるペンシルヴェニア州法が適正手続の保障を定める憲法に違反するとの訴えを退けている（佐伯仁志「アメリカの代表的判例」田宮裕編『少年法判例百選』有斐閣、1998、p.251.）。

(65) 少年手続においても適正手続が保障されなければならないと判示した1967年のゴールト判決（In re Gault, 387 U.S. 1 (1967)）、少年裁判所の非行事実認定においても、成人の刑事裁判と同様に「合理的な疑いを容れない程度の証明」が必要であると判示した1970年のウィンシップ判決（In re Winship, 397 U.S. 358 (1970)）などがある（同上、pp.251-253.）。

(66) 連邦法違反の罪を犯した18歳未満の少年に対して連邦裁判所が管轄権を有するのは、州の管轄権がないか管轄権を放棄した場合、麻薬の取引若しくは運搬又は銃器に係る犯罪の場合等に限られる（18 U.S.C. 5032）。

(67) 森健二「諸外国の少年法制・少年事件処理の状況（2）アメリカ合衆国における少年事件手続の実情—ジョージア州、ニューヨーク州及びカリフォルニア州の制度を中心として—」『家庭裁判月報』61巻6号、2009.6、p.6。

少年裁判所が管轄する事件には、成人が行えば犯罪となる非行に係る事件のほか、少年に固有の家出等の不良行為に係る事件が含まれる⁽⁶⁸⁾。少年裁判所が管轄する非行少年の年齢の上限は、多くの州等で18歳未満とされている⁽⁶⁹⁾。この年齢設定は、その設定の経過からみると、選挙権年齢や私法上の成年年齢と関連することなく独自に設定され⁽⁷⁰⁾、「保護・教育を行って社会に再び迎え入れることを目的とする保護処分を科す意義がある年齢、すなわち、少年の可塑性が豊かな年齢を18歳未満に設定してきたと言ってよいであろう」⁽⁷¹⁾との評価が示されている。なお、刑事責任年齢に関しては、特別の定めのない限りコモン・ローに従い、7歳未満の者には刑事責任能力がなく、14歳に達した少年には完全刑事責任能力があり、その中間の7歳以上14歳未満の者については、刑事責任無能力が推定される⁽⁷²⁾。

少年裁判所における手続について、多くの州等で共通する流れをみると、まず、警察やプロベーション・オフィサー (Probation Officer)⁽⁷³⁾等による送致、被害者の告発等によって少年裁判所に事件が係属し、インテーク (intake)、事実認定、処分という過程をたどる。インテークは、事件を非公式に取り扱うか、それとも少年裁判所の正式な手続を求めるかを決定する手続で、インテークを行う機関⁽⁷⁴⁾は、法律上の要件を充足しているか否かによる選別を行い、次に、①事件を正式な審判手続に移行させる事件、②ダイバージョン (diversion) として非公式な処分に委ねる事件、③少年裁判所が管轄権を放棄して刑事裁判所に移送を行う事件かを決定する。事件を正式な審判手続に移行させる場合には、少年裁判所に対する審判申立てが行われ、審判手続が開始する。審判手続は、事実認定手続と処分決定手続に分かれる。審判手続及び審判記録は、非公開とされていたが、特に凶悪・重大犯罪について、審判手続を公開し、又は審判記録を被害者・捜査機関等に公開する州も増加している。少年裁判所が事実認定手続において非行事実を認定すると、処分決定手続に移行し、少年に対する処分が決定される。処分には、①施

(68) 法務総合研究所編『犯罪白書 平成17年版』2005, p.399.

(69) 2016年現在、年齢の上限を17歳(18歳未満)とするものが42州等、16歳とするものが7州、15歳とするものが2州である。また、2010年現在のデータと比較すると、上限を16歳から17歳に引き上げた州が4州あり、少年裁判所が管轄する非行少年の年齢の範囲が広がっている。なお、2016年現在、年齢の下限を定めている州が18州あり、10歳とするものが11州、8歳とするものが1州、7歳とするものが5州、6歳とするものが1州である。これも、2010年現在のデータと比較すると、下限を7歳と定めた州が2つ増えている。Angel Zang, "U.S. Age Boundaries of Delinquency 2016," *JJGPS StateScan*, July 2017, p.2. <http://www.ncjj.org/pdf/JJGPS%20StateScan/JJGPS_U.S._age_boundaries_of_delinquency_2016.pdf>; Melissa Sickmund and Charles Puzzanchera, eds., *Juvenile Offenders and Victims: 2014 National Report*, Pittsburgh: National Center for Juvenile Justice, 2014, p.93. <<https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/nr2014/downloads/NR2014.pdf>>

(70) 選挙権年齢は、現在、18歳以上であるが、1971年のアメリカ合衆国憲法第26修正 (U.S. Const. amend XXVI.) 前は21歳以上とされてきた。また、私法上の成年年齢は、州法で定められる事項であるが、選挙権年齢の引下げに関連して21歳以上から18歳以上に引き下げられている州が多い。

(71) 山口直也「米国における少年法適用年齢及び刑事裁判所移送年齢の意義」山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』成文堂、2017, p.64.

(72) 法務総合研究所編 前掲注(68), p.400. 州によっては、刑事責任年齢に関してコモン・ローと異なる特別の定めを有している。

(73) プロベーション・オフィサーは、有罪認定を受けた被告人等、特に、軽犯罪を犯した青少年や初犯者を、裁判所が刑の宣告又は執行の猶予をなしつつ、定期的な出頭報告その他の適切な条件を課す権限を有する者であり、プロベーション・オフィサーの指導監護に一定期間付して釈放し、社会内での改善更生を図る制度が、プロベーション (probation) である (田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991, p.669.)。

(74) インテークを行う機関は、少年裁判所に置かれることもあれば、少年裁判所とは別の組織に置かれることもある (法務総合研究所編 前掲注(68), p.400.)。

設への収容、②グループホーム、里親又はこれに類似する居住施設への入所、③プロベーションとしての指導監督、④罰金、⑤社会奉仕等がある。⁽⁷⁵⁾

また、各州等において、少年法適用年齢を超過した後も少年裁判所の管轄権を継続する上限年齢が設定されている⁽⁷⁶⁾。これは、少年法適用年齢を外れる年齢で保護教育を途絶させるのではなく、継続上限年齢に達するまでは「精神的に未成熟で可塑性が継続しており、パレンスパトリエ⁽⁷⁷⁾に基づく保護教育を行うことが有効であるとの経験則に基づいている」⁽⁷⁸⁾とされる。

なお、近年、処遇の刑罰化、手続の刑事訴訟化の流れの中で、少年を刑事裁判所における刑事裁判手続の対象とする制度が拡大しており、①少年裁判所による管轄権放棄制度 (Judicial waiver) のほかに、②一定の重罪の事件につき、少年裁判所と刑事裁判所との競合管轄権を認めて、検察官がいずれの裁判所に訴追するかを決定する検察官先議制度 (Prosecutorial discretion)、③一定の重罪の事件を少年裁判所の管轄から除外し、刑事裁判所の管轄とする立法による少年裁判所の管轄権からの排除制度 (Statutory exclusion) をとる州等もみられる⁽⁷⁹⁾。他方、刑事裁判所から少年裁判所に少年を移送する制度 (Reverse waiver) を採用する州もある⁽⁸⁰⁾。もっとも、最近の脳科学及び神経科学の進展を受けて、少年に対する死刑や仮釈放なしの終身刑をアメリカ合衆国憲法に違反するとして禁止した連邦最高裁判所の判決⁽⁸¹⁾が出されたこと、ニューヨーク州及びノースカロライナ州において少年年齢を 16 歳未満から 18 歳未満に引き上げようとする動きがあること、イリノイ州、バーモント州及びコネチカット州において少年年齢を 18 歳未満から 21 歳未満に引き上げる動きがあること等を指摘して、厳罰主義をとってきたアメリカの少年司法が、再び保護主義へと回帰しつつあるとの評価もある⁽⁸²⁾。

2 ドイツ

ドイツにおいては、犯罪少年に対する刑事手続は、少年裁判所法⁽⁸³⁾が規定している。同法は、少年又は青年が、刑法等によれば刑罰が適用されるべき非行を行った場合に適用され (同法第 1

(75) 同上; 森 前掲注(67), pp.6-14; 安東ほか 前掲注(12), pp.12-13.

(76) 上限年齢を 20 歳に設定する州等が多く、2016 年現在、36 州等となっているほか、最も高い年齢が 24 歳で、4 州となっている。Zang, *op.cit.*(69)

(77) 国親思想を指すものと考えられる。前掲注(12)を参照。

(78) 山口 前掲注(71), pp.68-69.

(79) 2011 年度議会会期末現在、裁量的なもの及び義務的なものを含めて①の制度を 46 州等が、②の制度を 15 州等が、③の制度を 29 州が、それぞれ採用している。なお、1 つの州等で複数の制度を採用している場合がある。また、①の制度の適用年齢については、年齢と罪種によって様ではないが、14 歳以上とする州が多い。②と③の制度の適用年齢については、①の制度の適用年齢よりも高く設定され、罪種も一定の重罪に限定する傾向がみられる。Sickmund and Puzanchera, eds., *op.cit.*(69), p.100.

(80) 2011 年度議会会期末現在、24 州が採用している (*ibid.*)。また、州によっては、少年裁判所が少年に刑罰を科することのできる制度 (Juvenile Blended sentencing) (2011 年度議会会期末現在、14 州が採用)、少年裁判所だけが科することのできる処分を刑事裁判所が科することができる制度 (Criminal Blended sentencing) (2011 年度議会会期末現在、17 州が採用) をとっている (*ibid.*)。

(81) *Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551 (2005); *Graham v. Florida*, 560 U.S. 48 (2010); *Miller v. Alabama*, 567 U.S. 460 (2012).

(82) 山口直也「脳科学・神経科学の進歩が少年司法に及ぼす影響—米国における最近の動向を中心に—」『自由と正義』66 卷 10 号, 2015.10, pp.30-37; 山口 前掲注(71), p.73. なお、ニューヨーク州において、少年年齢の上限を 2018 年に 16 歳に、2019 年に 17 歳に引き上げる立法が、ノースカロライナ州において、少年年齢の上限を 2019 年に 17 歳に引き上げる立法が、それぞれなされたとの報告がある (Zang, *op.cit.*(69))。

(83) *Jugendgerichtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. Dezember 1974 (BGBl. I S. 3427).*

条第1項)、保護を要する少年に対する保護、教育、援助等に関しては、児童・少年援助法⁽⁸⁴⁾が規定している⁽⁸⁵⁾。

ドイツでは、行為時14歳に満たない者は刑事責任能力がなく、少年裁判所法は、行為時14歳以上18歳未満の者⁽⁸⁶⁾を「少年(Jugend)」と、18歳以上21歳未満の者を「青年(Heranzwachsende)」と定義し(同法第1条第2項)、少年及び青年の事件が少年裁判所の管轄となる。同法の規定の多くは少年に対して適用されるものであるが、青年については、刑の緩和に関する規定(同法第106条)のほか、裁判所の構成、管轄、調査の範囲等少年刑事手続に関する諸規定を青年に対する手続に準用する規定(同法第107条、第108条及び第109条第1項)が置かれている。また、青年については、①環境的諸条件をも考慮して、行為者の人格を全体的に評価すると、行為時におけるその道徳的及び精神的発育からみてまだ少年と同等であることが明らかである場合、②行為の種類、事情又は動機からみて少年非行が問題となる場合には、教育処分、懲戒処分、少年刑といった少年に対する処分等に関する規定が準用される(同法第105条第1項及び第109条第2項)。ただし、①又は②の要件に該当する場合であっても、刑の上限については特則が規定されている(同法第105条第3項)。この準用規定(同法第105条第1項)については、近年の運用では、全体としてはほぼ青年の3分の2が①又は②の要件に該当すると判断され、罪種や地域によって大きく異なる⁽⁸⁷⁾ものの、青年に対して同法の適用が原則化していると言われている⁽⁸⁸⁾。これは、①又は②の要件をできる限り広く解釈しようとする実務上の工夫の現れ⁽⁸⁹⁾とも言えるが、一方で、罪種や地域によって異なる結果を生じさせており、裁判官の裁量の余地が広い規定となっていると言えよう。

少年又は青年(以下「少年等」という。)の事件は、少年裁判所において審理が行われる⁽⁹⁰⁾。少年裁判所は、我が国の家庭裁判所のような独立の組織や施設をいうのではなく、区裁判所又は地方裁判所の中の特別の係・部として設けられているもので、地方裁判所の少年裁判部、少年

⁽⁸⁴⁾ Das Achte Buch Sozialgesetzbuch – Kinder und Jugendhilfe – in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. September 2012 (BGBl. I S. 2022).

⁽⁸⁵⁾ 川出敏裕「ドイツにおける少年法制の動向」『ジュリスト』1087号, 1996.4, pp.86-87.

⁽⁸⁶⁾ ドイツにおける民法上の成年年齢は、1975年に21歳から18歳に引き下げられているが、少年年齢に関する規定は、1953年の少年裁判所法制定時から18歳未満とされており、民法上の成年年齢の引き下げに伴って設定されたものではない(川淵健司「諸外国の少年法制・少年事件処理の状況(3)ドイツ連邦共和国における少年裁判手続の実情―被害者配慮に関連した手続を中心として―」『家庭裁判月報』61巻9号, 2009.9, p.70.)。

⁽⁸⁷⁾ 岡田行雄「少年刑法適用の上限年齢に関する争い―青年の扱いを中心に―」山口編著 前掲注(7), pp.216-217. 殺人、強姦、強盗といった重大な犯罪では、①又は②の要件に該当するとされる割合が青年の有罪事件全体に占める当該割合(以下この注において「平均割合」という。)を超える一方、道路交通犯罪では平均割合を下回っている(交通犯罪には略式命令による罰金刑で対処しようとする裁判官の考え方の反映ではないかとされる。)。また、州によっても平均割合を超えるもの、平均割合を下回るものがあり、旧西ドイツ地域では、その多くが平均割合を超える一方、旧東ドイツ地域では平均割合を下回っている。

⁽⁸⁸⁾ 同上, pp.215-216; 川淵 前掲注(86), pp.55-56.

⁽⁸⁹⁾ 岡田 同上, pp.217-219. 例えば、①の要件について、「支配的見解は、これを、当該青年の人格等の発達状況が、総合的に見て、平均的な青年に比べて遅れているという趣旨ではなく、その青年に可塑性があり、少年と同様の大きな発達の可能性を秘めている趣旨と解している」とし、さらに、「青年による交通犯罪に対してはその適用を避けがちな実務運用を批判する解釈が支持されている」とする。こうした支配的見解による解釈や実務運用は、要するに、具体的な事案において、青年による事件が少年による事件と同視し得るかという観点から、少年裁判所法第105条第1項各号について実質的に判断されていると考えることができるであろう。

⁽⁹⁰⁾ 以下のドイツの少年司法制度に関する記述は、主として、川淵 前掲注(86), pp.35-90; 長島裕・橋本三保子「ドイツの少年司法制度及び少年非行の現状」『法務総合研究所研究部報告』5号, 1999, pp.101-149に依拠している。

参審裁判所、少年係裁判官の3種類がある。地方裁判所の少年裁判部は、謀殺、故殺、強盗致死等の一定の重大事件を管轄する。少年参審裁判所は、区裁判所に置かれ、他の少年裁判所の管轄に属しない全ての非行事件について管轄を有する。少年係裁判官は、区裁判所に所属し、比較的軽微な事件を管轄する。

少年等による事件は、検察官の起訴により少年裁判所に係属する。ドイツにおいては、起訴法定主義がとられているが、少年については、成人と比べて起訴法定主義が緩和され、事案が軽微など一定の場合には検察官による手続の中止（起訴猶予）が認められている。さらに、検察官の起訴の後においても、事案が軽微など一定の場合に、裁判官による手続の中止が認められている。少年裁判所での審理は、判決の宣告を含め公開されないこと（青年の場合は、原則として公開）、少年については父母等の教育権者・法定代理人が召喚されること、少年審判補助機関⁽⁹¹⁾の代表者が出席することを除けば、成人の公判手続と同様である。

少年裁判所は、有罪と認定した少年等に対し、第一次的に教育処分を命じ、教育処分では不十分な場合に、懲戒処分又は少年刑を科する（少年裁判所法第5条）。教育処分には、指示⁽⁹²⁾の付与及び少年に対する教育援助を請求させる命令がある。懲戒処分には、戒告、義務の賦課及び少年拘禁があり、義務の賦課は、その行為による損害のできる限りの回復、被害者への謝罪、労務の提供又は公共施設のための一定金額の支払である。少年拘禁は、休日拘禁（少年等の1回の休日又は2回の休日の拘禁）、短期拘禁（休日拘禁に代えて科せられるもので、2日間の短期拘禁が1回の休日拘禁と同等のものとされる。）又は継続拘禁（1週間以上4週間以下の拘禁）である。また、少年刑は、少年刑務所における自由の剝奪であり、少年の場合、その刑期は、下限は6か月、上限は5年（青年については上限は10年）が原則であるが、法定刑の上限が10年を超える自由刑である重罪の場合には、上限は10年（青年については、特に重大な殺人行為の場合には上限は15年）となる。さらに、21歳以上24歳未満の若年成人への勾留や自由刑の執行に当たっては、少年向けの施設が利用されるように特則が設けられている。

3 韓国

韓国の少年司法制度は、検察官先議主義をとる⁽⁹³⁾点において家庭裁判所先議主義をとる我が国の少年法と理念に関わる大きな制度的相違があるが、沿革上の理由もあって、審判手続や処分においては我が国の少年司法制度と類似する点が多い。

韓国では、1958年7月に少年法⁽⁹⁴⁾が制定され、同法は、反社会性のある少年の環境調整と性

(91) 少年刑事手続においては、手続の開始後できるだけ速やかに少年等の生活関係、家族関係、生育歴、既往の行状並びにその心的、精神的及び性格的特質を判断するのに役立つ全ての事情を調査しなければならないとされており（少年裁判所法第43条）、この調査を担当するのが少年審判補助機関である。

(92) 指示は、少年等の生活態度を規整し、それにより少年の教育を促進し、保障するための命令等である（少年裁判所法第10条第1項）。

(93) 検察官先議主義がとられた背景には、「相当期間、検察官先議主義に近い法制を採用していた朝鮮少年令を施行していたことや、既に成人刑事司法で検察官の起訴独占主義が定着していたため、少年司法においてのみ裁判所先議主義を採用するには困難があったことがあるのではないかとされている」との指摘がある（船所寛生・二本柳朋子「韓国における少年保護事件の実情（上）2007年改正少年法の運用状況を中心に」『家庭裁判月報』64巻11号、2012.11、p.5.）。なお、韓国では、少年法の制定以来、検察官先議主義よりは裁判所先議主義の方が少年法の理念にはるかに近い制度であり、裁判所先議主義に転換すべきであるという主張が相次いで提起されていることを紹介し、その検証を行っているものとして、崔鍾植「寄稿 韓国の少年法改正論議の動向」『自由と正義』52巻1号、2001.1、pp.34-36がある。

(94) 소년법（1958年法律第489号）。なお、1988年法律第4057号により全部改正されている。

行矯正のため、保護処分等の必要な措置を行い、刑事処分に関する特別の措置を行うことにより、少年の健全な育成を期することを目的としている（同法第1条）。

制定時の少年法は、20歳未満の者を少年とし、12歳以上20歳未満の者が少年法の適用対象であったが、2007年12月の改正により少年年齢の上限及び下限の引下げが行われ、改正後の少年法では19歳未満の者を少年とし（同法第2条）、10歳以上19歳未満の者が少年法の適用対象となった⁽⁹⁵⁾。19歳への引下げについては、他の法律との統一性（選挙権年齢や青少年保護法の対象でなくなる年齢がいずれも19歳以上）、大学入学年齢が19歳であること、青少年の成熟度などが考慮された⁽⁹⁶⁾。審判の対象となる非行少年は、①犯罪少年（罪を犯した少年）、②触法少年（10歳以上14歳未満⁽⁹⁷⁾の刑罰法令に抵触する行為をした少年）、③虞犯少年（虞犯事由のある10歳以上の将来刑罰法令に抵触する行為をするおそれのある少年）である（同法第4条）。

事件を受理した検察官⁽⁹⁸⁾は、①刑事法院に起訴、②少年部に送致（捜査の結果、保護処分該当事由があると認められる場合）、③起訴猶予処分のいずれかの処分を行う（検察官先議主義⁽⁹⁹⁾）。

少年の審判は、家庭法院（我が国の家庭裁判所に当たる。）少年部又は地方法院（我が国の地方裁判所に当たる。）少年部で行われる（少年法第3条第2項）。少年部は、調査及び審査を終えた後は、検察官送致（同法第7条及び第49条第2項）、刑事法院移送（同法第51条）、審理不開始（同法第19条）、不処分（同法第29条）等の決定を行い、保護処分の必要があると認めるときは、保護処分を決定する（同法第32条）。保護処分には、①保護者等への監護の委託、②受講命令、③社会奉仕命令、④短期保護観察、⑤長期保護観察、⑥少年保護施設への監護の委託、⑦病院等への委託、⑧1か月以内の少年院送致、⑨短期少年院送致、⑩長期少年院送致がある。

刑事法院における犯罪少年に係る手続は、成人と同じである。少年に対する緩刑処分としては、犯行時18歳未満の者に対し、死刑又は無期刑に処すべきときには15年の有期懲役を科することとされ（少年法第59条）、また、少年が法定刑長期2年以上の有期刑に該当する罪を犯したときは、その法定刑の範囲内（長期は10年、短期は5年を超えない。）で不定期刑を言い渡すものとされている（同法第60条）。また、懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年に対する刑の執行は、成人と区別し、特に設置された少年矯導所（我が国の少年刑務所に当たる。）又は一般矯導所内の特に区分された場所で行われる（同法第63条）。

また、少年法は、我が国の旧少年法と同様に、罰則付きで少年の保護事件や刑事事件に係る推知報道を禁止している（少年法第68条）。

4 イギリス

イギリス⁽¹⁰⁰⁾においては、少年に対する司法手続を定める少年法といった単一の法律はなく、

⁽⁹⁵⁾ 2007年の少年法改正当時、民法上の成年年齢は20歳であった（同法第4条）が、2013年7月1日施行の民法の一部改正法により、19歳に引き下げられた（船所・二本柳 前掲注93, p.32.）。少年年齢の引下げが先行していたことになる。

⁽⁹⁶⁾ 同上, p.23; 全炳昊「韓国における少年の法定年齢と少年法の課題」山口編著 前掲注71, p.371. なお、全は、他の法律との統一性という理由について、「法律適用の根本的な趣旨が異なることを看過する判断だ」と指摘している（全 同, p.374.）。

⁽⁹⁷⁾ 韓国においては、刑事責任年齢の下限は、14歳である（刑法第9条）。

⁽⁹⁸⁾ 触法少年及び虞犯少年については、警察署長から直接少年部に送致される（少年法第4条第2項）。

⁽⁹⁹⁾ 福田美喜子ほか「韓国の少年非行」『法務総合研究所研究部報告』5号, 1999, p.178.

⁽¹⁰⁰⁾ イギリスにおける少年司法制度は、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドでそれぞれ異なるが、ここでのイギリスは、イングランド及びウェールズの意味で用いることとする。

非行少年の処遇を含め様々な法律によって複雑に規定されている。1998年の犯罪及び秩序違反法⁽¹⁰¹⁾により抜本的な改革が行われ、その後も少年の保護・教育と社会・公共の安全保護の両面から法改正が行われ、2008年の刑事司法及び移民法⁽¹⁰²⁾が少年司法制度についての基本的な法律となっている⁽¹⁰³⁾。

少年事件の管轄については、1908年の児童法⁽¹⁰⁴⁾により少年裁判所 (Juvenile Court)⁽¹⁰⁵⁾が創設され、7歳以上16歳未満の者がその管轄とされていたが、1933年の児童及び若年者法⁽¹⁰⁶⁾により8歳以上17歳未満の者となり、さらに1963年の児童及び若年者法⁽¹⁰⁷⁾により下限が10歳以上に引き上げられた。そして、1991年の刑事裁判法⁽¹⁰⁸⁾により、少年裁判所の名称を青少年裁判所 (Youth Court) に改めるとともに、少年年齢の上限が17歳未満から18歳未満に引き上げられた。この少年年齢の引上げの背景には、民事法をはじめとした他の法制度におけるイギリスの成年年齢が18歳であったことや、EU発足を前に他の加盟国との法制上の統一性を整える必要があったようである⁽¹⁰⁹⁾。

また、1989年の児童法⁽¹¹⁰⁾では、それまで少年裁判所が少年による刑事事件のほか民事手続による保護の対象となる少年の手続も管轄していたのを改め、民事手続による少年の保護事件については、家事手続裁判所 (Family Proceedings Court) で審判されることとなった (1991年10月施行)。これにより、10歳以上18歳未満の犯罪少年が青少年裁判所の管轄となり、イギリスの少年司法制度は、少年の刑事事件を管轄する青少年裁判所と民事手続による少年の保護事件を管轄する家事手続裁判所の二元的な制度となっている。

犯罪少年に係る少年事件については、手続や処遇が、犯罪少年の年齢、犯罪の重大さによって異なり、罪が重く、年齢が上がるほど、成人の手続に類似した手続となる⁽¹¹¹⁾。1991年の刑事裁判法の特徴の1つに処分決定のための基準の明確化があり、刑罰の選択、収容期間の長さ、観察期間の長さ、社会内処遇命令中に含まれる自由の制限、罰金の額などは、全て犯罪の重大性によって決定されなければならないとされた⁽¹¹²⁾。

(101) Crime and Disorder Act 1998 (c.37).

(102) Criminal Justice and Immigration Act 2008 (c.4).

(103) 高橋有紀「英国における刑事・少年司法の年齢設定」山口編著 前掲注(7), p.130.

(104) Children Act 1908 (c.67).

(105) アメリカの少年裁判所とは異なり、通常裁判所である治安判事裁判所 (Magistrates' Court) 内の特別の裁判所であるが、成人の犯罪者との接触による悪風感染から少年を保護するため、成人の裁判所とは異なる建物、部屋、時間帯等で裁判手続が行われた (宇田川公輔「諸外国の少年法制・少年事件処理の状況 (4) イギリスの少年司法の動向と少年司法手続の運用状況について」『家庭裁判月報』61巻10号, 2009.10, pp.4-5.)。

(106) Children and Young Persons Act 1933 (c.12).

(107) Children and Young Persons Act 1963 (c.37).

(108) Criminal Justice Act 1991 (c.53).

(109) 柳本正春「イギリス少年法制の改正—Juvenile Court から Youth Court へ—」『犯罪と非行』94号, 1992.11, pp.67-68. 加えて、「統計的に見て16歳の非行と17歳の非行が等質であると考えられたためである」ことが指摘されている (浜井浩一・横地環「連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇」『法務総合研究所研究部報告』5号, 1999, p.63.)。

(110) Children Act 1989 (c.41).

(111) 田宮・廣瀬編 前掲注(10), p.9. なお、イギリスにおける少年司法手続及び処遇の概要については、宇田川 前掲注(10), pp.8-28 を参照。

(112) 収容期間は、本人の教育・改善又は訓練のために必要な期間ではなく、犯罪の重大性に比例した期間ということになり、「少年は少年なりに自分の行為に責任をとらせる必要があるという考え方のようである」との評価が示されている (柳本 前掲注(10), p.91.)。

また、18歳以上の者は、成人と同様の刑事手続で処分が決定されることになるが、心身共に未成熟で社会経験も十分でないことが考慮され、18歳以上21歳未満の者を若年成人（young adult）として、殊に施設内処遇や拘禁刑等について、18歳以上の者を一律に成人として処分を与えるのではなく、21歳以上の者とは区別して取り扱うこととされている⁽¹¹³⁾。

IV 少年年齢の引下げをめぐる議論

1 少年年齢の18歳未満への引下げに関する考え方

少年年齢の18歳未満への引下げについては、現在、法務大臣からの諮問を受けて、法制審議会の「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」において検討が行われている。法務省は、法務大臣の諮問に先立って、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」⁽¹¹⁴⁾を立ち上げ、法分野の実務経験者や研究者のほか、社会、福祉、教育、医療等の関係分野の実務経験者や研究者、犯罪被害者、報道関係者等からのヒアリングを実施するなど調査及び検討を行っている。同勉強会では、若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討する上で必要となる基礎的知見の整理が行われ、その成果として報告書（以下「勉強会報告書」という。）を取りまとめている⁽¹¹⁵⁾。勉強会報告書では、少年年齢の在り方については、現行少年法の20歳未満を維持すべきであるという考え方と、18歳未満に引き下げるべきであるという考え方があり、それぞれの考え方の主な理由が整理されている⁽¹¹⁶⁾。

現行少年法の20歳未満を維持すべきであるという考え方の主な理由としては、①法律の適用年齢は、立法趣旨や目的に照らして法律ごとに個別具体的に検討すべきであり、少年年齢は、必然的に選挙権年齢や民法の成年年齢と連動しなければならないものではない⁽¹¹⁷⁾、②現行の少年保護事件の手続及び保護処分に付された少年に対する処遇は、少年の再非行の防止と立直りを図る上で機能している、③少年年齢の引下げにより、18歳、19歳の者が保護処分の対象から外れ、再犯や再非行の防止に必要な処遇や働き掛けが行われなくなり⁽¹¹⁸⁾、再犯や再非行の

⁽¹¹³⁾ こうした制度の歴史的背景として、「とりわけ重要であると考えられるのが1969年まで英国の成人（成年）年齢が21歳であったという事実である」とし、私法上の成年年齢の引下げに関連した刑事手続をめぐる議論について紹介した上で、「21歳という民事上の成年年齢を見直す機運が存在した時期の英国において、刑事・少年司法に関しては21歳未満の者を、法的、社会的観点にとどまらず、より実質的な観点から成長過程の存在と見なす土壌があったことが窺える」との指摘がある（高橋 前掲注⁽¹⁰³⁾, pp.142-144.）。

⁽¹¹⁴⁾ 法務省刑事局、矯正局及び保護局が、法務大臣の指示により、公職選挙法等の一部を改正する法律附則第11条の趣旨及び成年年齢についての検討状況を踏まえ、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討を行うために実施されたもので、法務省刑事局長をはじめ関係部局の幹部職員14人で構成され、刑事政策に詳しい大学教授3人（慶應義塾大学・太田達也教授、東京大学・川出敏裕教授、京都大学・酒巻匡教授）がアドバイザーとして加わった。「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>>

⁽¹¹⁵⁾ 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書 2016.12. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>>

⁽¹¹⁶⁾ 少年年齢の引下げに関する意見の概要については、勉強会報告書のほか、内匠舞「少年法の適用年齢引下げをめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』963号, 2017.5.25, pp.6-12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10356511_po_0963.pdf?contentNo=1> を参照。

⁽¹¹⁷⁾ 現行少年法においても、少年院の収容継続制度など20歳以上の者に対する保護処分が予定されていること、旧少年法においては民法の成年年齢と一致していなかったことも、併せて挙げられている。同趣旨の見解として、後藤弘子「成人年齢の引下げ」『法学教室』423号, 2015.12, p.31 を参照。

増加が懸念される、④ 18 歳、19 歳の者は、未成熟⁽¹¹⁹⁾で発達の途上にある可塑性が高い存在であって、罪を犯したことについて成熟した大人と同じように非難し、責任を負わせるべきではなく、また、処遇・教育の効果が特に期待できる存在である、⑤少年法は、平成 12 年改正法以降、悪質重大な少年事件についての対応がされてきており、少年法適用対象年齢を引き下げる必要性はない、などが挙げられている。

他方、18 歳未満に引き下げるべきであるという考え方の主な理由としては、①民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられた場合には、18 歳以上の者は成年者となり、このような者を保護処分の対象とすることは過剰な介入である、②一般的な法律において「大人」として取り扱われることとなる年齢は一致する方がわかりやすく、18 歳に達した者に対して大人としての自覚を促す上でも適切である、③犯罪被害者等から、少年年齢の引下げは犯罪の抑止につながるとの意見や、選挙権年齢や民法の成年年齢が変わるのであれば、責任ある行動がとれると国によって認められた 18 歳、19 歳の者が重大な罪を犯した場合に少年法が適用されて刑罰が減免されることは許されない等の意見が述べられている、④諸外国では 18 歳以上を成人とする国が多い、⑤再犯の増加等の刑事政策的な懸念には刑事政策的措置で対応できる、などが挙げられている。

また、自由民主党政務調査会は、平成 27 年 9 月 17 日、「成年年齢に関する提言」を取りまとめている⁽¹²⁰⁾。この提言では、少年年齢の引下げについて、「国法上の統一性や分かりやすさといった観点から、少年法の適用対象年齢についても、満 18 歳未満に引き下げるのが適当である」と考へる」としている。一方で、「罪を犯した者の社会復帰や再犯防止といった刑事政策的観点からは、満 18 歳以上満 20 歳未満の者に対する少年法の保護処分の果たしている機能にはなお大きなものがあることから、この年齢層を含む若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきである」とし、法務省に対し、刑事政策上必要な措置を講ずるための法制的検討を行うことを求めている。

2 非行少年を含む犯罪者処遇を充実させるための刑事政策的措置

勉強会報告書では、少年年齢の引下げに関して刑事政策的な懸念が示されていることから、少年年齢の引下げについて検討するに当たり、どのような刑事政策的措置があり得るのか検討することが重要だとし、①施設内処遇を充実させるための刑事政策的措置、②施設内処遇と社

(118) 少年年齢の引下げにより、18 歳、19 歳の者に対しては、虞犯少年として保護処分に付することができなくなることも指摘されている。

(119) 最近の脳科学及び神経科学の進展により、「少年という存在は、典型的に、衝動性及び反応性が強く、リスクを低く見積もったうえで無謀で感覚追求的な行動に及びやすい性質を持っている」という発達心理学及び認知心理学の知見が、「脳神経科学の観点から生物学上明らかにされた」、さらに、「少年という存在は、通常、25 歳程度までは典型的に認知統制機能が脆弱であり、衝動的行動を制御する能力が未成熟であるとするのが、今世紀の脳科学・精神科学の発見である」との指摘もある（山口 前掲注82, pp.31-32, 37.）。なお、「政府は、競馬や競輪などの公営ギャンブルの禁止年齢について、現行の 20 歳未満に据え置く方針を固めた。成人年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる民法改正が行われた場合の対応で、若者のギャンブル依存症などの危険を考慮し、現行の禁止年齢が適切だと判断した。」との報道がある（「競馬・競輪 20 歳以上維持 「18 歳成人」改正後も 依存症を考慮」『読売新聞』2017.8.14.）。

(120) 自由民主党政務調査会「成年年齢に関する提言」2015.9.17. <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf> 同提言は、平成 27 年 9 月 25 日、自由民主党の成年年齢に関する特命委員会から安倍晋三内閣総理大臣に提出されている（「民法・少年法適用「18 歳に」 飲酒・喫煙、両論併記 自民特命委提言」『朝日新聞』2015.9.26.）。

会内処遇との連携を強化するための刑事政策的措置、③社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置、④罰金又は起訴猶予となる者に対する再犯を防止するための刑事政策的措置、⑤若年者に対する新たな処分の導入などについて検討が加えられている。

施設内処遇を充実させるための刑事政策的措置の1つとしては、自由刑の単一化が挙げられている。これは、受刑者の改善更生を図るためにはそれぞれの受刑者の特性に応じた矯正処遇を行うことが重要であるとの考え方から、懲役刑と禁錮刑を一本化した上で、その受刑者に対し、作業を含めた各種の矯正処遇を義務付けることができることとする法制上の措置をとろうとするものである⁽¹²¹⁾。

また、施設内処遇と社会内処遇との連携を強化するための刑事政策的措置としては、社会内処遇が効果を上げるためには一定の期間が必要であるとの考え方から、施設内処遇に引き続き社会内処遇に必要な期間を確保するため、若年者について保護観察付き刑の一部の執行猶予制度(刑法第27条の2及び第27条の3第1項)の活用を図ること、仮釈放の期間について、いわゆる考試期間主義を採用すること等が挙げられている⁽¹²²⁾。

社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置としては、①保護観察付き刑の全部の執行猶予の猶予期間中の再犯であっても、一定の要件の下で、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる仕組みを導入すること⁽¹²³⁾、②再度の刑の全部の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限を「1年以下」から引き上げること⁽¹²⁴⁾、③執行猶予取消し等の心理的強制による再犯防止の担保機能を維持するため、執行猶予の取消しの要件を緩和すること等が挙げられている。さらに、社会内処遇における新たな措置としては、判決や刑の宣告を回避しつつ、司法判断を経た上で保護観察を行うことを可能とする制度として、宣告猶予制度の導入が挙げられている⁽¹²⁵⁾。

罰金又は起訴猶予となる者に対する再犯を防止するための刑事政策的措置としては、罰金を科されるものについて、社会内処遇を行うことが再犯を防止するのに有効な場合、罰金における保護観察付執行猶予を活用することが考えられるとされている。また、被疑者を起訴猶予とする場合に、再犯防止に向けた働き掛けを行うため、更生緊急保護⁽¹²⁶⁾(更生保護法第85条第1

(121) 勉強会報告書では、自由刑の単一化を考えられる刑事政策的措置の1つとして挙げる一方、「刑罰の在り方として、それが適切と考えられる者に対しては刑期の大部分を作業以外の処遇に充て得ることとすることについて国民の理解が必要であるほか、現行法において懲役刑・禁錮刑の区分が設けられていることの意義についてどのように考えるかといった理論的課題もある」と指摘されている(「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書」前掲注(11), p.10.)。

(122) 考試期間主義とは、仮釈放の期間を残刑期間とするのではなく、再犯の危険性を標準として仮釈放の期間を定め、その間保護観察に付そうとするものである(大谷實『刑事政策講義 新版』弘文堂, 2009, p.285.)。勉強会報告書では、「考試期間主義の採用については、責任主義の範囲内で適切な仮釈放期間をどのように定めることができるか、刑の事後的変更として許容されないのではないか等の理論的課題がある」と指摘されている(同上, p.11.)。

(123) 現行法では、保護観察付き刑の全部の執行猶予の猶予期間中の再犯については、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができないこととされている(刑法第25条第2項ただし書)。

(124) 現行法では、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者が「1年以下」の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときは、執行猶予を言い渡すことができることとされている(刑法第25条第2項本文)。

(125) これは、裁判所が、審理の結果、被告人の有罪を認定した場合において、有罪判決の宣告を一定期間行わない制度(判決の宣告猶予)や、刑の宣告のみを一定期間行わない制度(刑の宣告猶予)を導入し、宣告猶予の間、保護観察や保護観察所その他の公私の団体に対する補導委託などの社会内処遇を行うとともに、保護観察官による調査・調整を行おうというものである(「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書」前掲注(11), p.14.)。

項)の運用を充実させるほか、更生緊急保護について、検察官による起訴猶予処分の前にも実施し得ることとするなどその対象範囲を拡大することなどが考えられるとされている。

若年者に対する新たな処分の導入としては、18歳以上一定年齢未満の若年者について、現行法の少年審判に準ずる調査・鑑別手続を経た上で、少年院送致に準ずる処分や保護観察に準ずる処分を行う制度を導入することが適当であるとの考え方もあり得るとされている⁽¹²⁷⁾。

おわりに

本稿では、我が国における少年司法制度の現状と少年年齢の引下げに関する議論の状況を見てきた。少年年齢の引下げに関しては、現状においては様々な考え方や意見がある。こうした考え方や意見の相違は、18歳、19歳の者をどのようにみるか、大人とみるのか、成長過程にあるとみるのかという少年観の相違から来るものと考えられる。それは、少年法制の理念をどう理解するかという点の相違とも言えよう。それゆえに、少年年齢の在り方は、少年司法制度はどうあるべきかといった少年法制の基本的な理念と密接な関係を有する根源的で、かつ慎重な検討を要する課題である。罪を犯した若年者に対する処分や処遇の在り方の検討と合わせて議論されるべき課題であり、選挙権年齢や民法上の成年年齢の引下げに合わせて、少年年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げるのか、それとも現行の少年年齢を維持するのかといったシンプルな議論にはとどまらないように思われる。

少年年齢の引下げの検討に当たっては、まず、なぜ今少年年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げるのか、その趣旨及び目的が問われることになろう。選挙権年齢や民法上の成年年齢の引下げに合わせて、国法上の統一性や分かりやすさという言わば形式的な理由で少年年齢も引き下げるのか、それとも、選挙権年齢や民法上の成年年齢の引下げは契機の1つであって、少年非行の現状に鑑みた課題解決のために刑事政策的観点から少年年齢の引下げを行うのか、こうした点をまず明らかにする必要がある。仮に刑事政策的観点から少年年齢の引下げを行うのだとしたら、現行の少年法を含む少年司法制度、とりわけ18歳、19歳の年長少年に対する少年司法制度について、その現状を踏まえつつ、どのような課題があるのか明らかにする必要がある。

また、確かに、諸外国の少年法制においては、少年年齢を18歳未満として、選挙権年齢や民法上の成年年齢と形式的に一致している例が多いが、少年年齢は、必ずしも統一性の観点から

⁽¹²⁶⁾ 更生緊急保護は、懲役等の刑の執行を終えた者、懲役等の刑の全部の執行猶予の言渡しを受け裁判が確定するまでの者、起訴猶予の処分を受けた者、少年院を退院した者等が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、又は公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合等に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護する国の措置である（更生保護法第85条第1項及び第2項）。

⁽¹²⁷⁾ 勉強会報告書では、一方で、「これらの処分は、若年者を施設に収容するなど、権利を制約する側面が大きい場合もあることから、その処分の正当化根拠・法的性質をどのように考えるか、刑罰における責任主義から導かれ得る処分の範囲を超えてこのような処分に付する場合には、権利を過度に制約することにはならないか等の理論的に検討すべき課題、当該処分に付するか否か及びその収容等の期間について、いかなる基準により決するものとするのか等の制度設計上の課題がある」と指摘されている（「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書」前掲注⁽¹¹⁾，p.17.）。

設定されたものではなく、精神的に未成熟で可塑性に富むことを考慮して、刑罰ではなく教育的な措置である保護処分を優先させるのが適当である年齢として設定されたものと考えられる。さらに、少年年齢を超えた若年成人に対して、その未成熟性を考慮した特例措置が講ぜられている。我が国における少年年齢の検討に当たっては、こうした点も考慮する必要があるだろう。

また、少年年齢の引下げに賛成の意見を述べる者からも刑事政策上の懸念が示されていることから、これを解消するための刑事政策的措置についても、どのような措置が採り得るのか、併せて検討する必要がある。その際には、18歳、19歳の者を中心とした若年者に対する保護処分の選択や継続などの検討が含まれるであろう。

我が国における少年司法制度はどうあるべきなのか、今後の議論の行方を注視していく必要がある。

(おおさき やすひろ)